（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（移送費の支給の申請）	（移送費の支給の申請）
第六十七条　（略）	**第六十七条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。	3　前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
4　（略）	4　（略）
（傷病手当金の支給の申請）	（傷病手当金の支給の申請）
第六十九条　（略）	**第六十九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。	3　前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
4～8　（略）	4～8　（略）
（出産手当金の支給の申請）	（出産手当金の支給の申請）
第七十九条　（略）	**第七十九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。	3　前項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
4～6　（略）	4～6　（略）
（特定疾病の認定の申請等）	（特定疾病の認定の申請等）
第八十八条　（略）	**第八十八条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。	3　前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
4～9　（略）	4～9　（略）